

特 記 仕 様 書

業 務 名 水道施設アスベスト含有率分析調査業務
業務場所 大津市木戸ほか

- 1 大津市の発注する建設工事等における暴力団員等による不当介入の排除について
（「不当介入に関する通報制度」の徹底）
 - （１）受託者は、暴力団員等（暴力団の構成員及び暴力団関係者、その他市発注工事等に対して不当介入をしようとするすべての者をいう。）による不当介入（不当な要求または業務の妨害）を受けた場合は、断固としてこれを拒否し、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うものとする。
 - （２）受託者は、前項により通報を行った場合には、速やかにその内容を記載した通報書（別記様式第１号）により所轄警察署に届け出るとともに、報告するものとする。また、受託者は、以上のことについて、下請負人（再委託の協力者を含む。）がある場合は、その者に対して、十分に指導を行うものとする。
 - （３）受託者は、暴力団員等による不当介入を受けたことが明らかになり、工程等に被害が生じた場合は、発注者と協議するものとする。
- 2 本業務の履行場所及び対象施設は、別紙「調査対象場所一覧」のとおりとする。
- 3 本業務の作業内容及び範囲は、次のとおりとする。
 - （１）大気汚染防止法施行規則第１６条の５第１項に則り、設計図書その他の書面による調査及び特定建築材料の有無の目視による調査を行う。
 - （２）大気汚染防止法施行規則第１６条の５第２項及び第３項に則り、建材中のアスベスト含有の有無について分析調査を実施する。なお、分析方法については、JIS A 1481-1 及び 1481-3 に準ずるものとする。
 - （３）大気汚染防止法施行規則第１６条の８第１項に則り、本業務における調査結果の記録の作成を行う。
- 4 受託者は、本業務完了後速やかに次に示す書類を提出すること。
 - （１）分析結果報告書 ２部
 - ・調査箇所が分かる位置図及び写真を添付すること。

5 適用法令

- ・大気汚染防止法
- ・労働安全衛生法
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・石綿障害予防規則
- ・その他関係法令、規則、通達等

6 その他

- (1) 検体採取を行う調査者は次の資格を有するものとする。
 - ・特定建築物石綿含有建材調査者と同等以上の有資格者
 - ・日本アスベスト調査診断協会に登録されている者
- (2) 定性分析の結果により、定量分析の対象検体数に変更が生じる場合は、発注者と協議を行い、必要に応じて変更契約を行うものとする。
- (3) 別紙「調査対象場所一覧」に明記されている以外に、下地調整材等が確認された場合は、発注者と協議を行い、必要に応じて変更契約を行うものとする。
- (4) 試料の採取後は、現況の機能を損なわない程度の補修をすること。
- (5) 分析調査後、結果の速報を速やかに報告すること。
- (6) 調査に係る費用は全て受託者が負担するものとする。
- (7) 受託者は、水道用水を供給する施設内での作業であるため、衛生的見地から十分な注意を払わなければならないとともに、いやしくも水質を汚染し又は汚染する恐れのある行為をしてはならない。

本業務に就業する作業員は、あらかじめ健康診断を水道法（水道法第 21 条、施行規則第 16 条）に準じて実施し、その結果を報告すること。
- (8) 受託者は新型コロナウイルスの感染症の感染防止を行う場合、監督職員と協議の上、必要と求められる感染拡大対策を進めていくこと。

受託者は、業務に従事するものに対して、常に検温等健康状態の確認を実施し発熱、せき及び全身倦怠感等のインフルエンザ及び新型コロナウイルス等の症状があるものを従事させてはならない。

高病原性新型インフルエンザ等（新感染症を含む）流行時には、受託者に対して大津市庁舎への立ち入りを禁止する等必要な措置を指示することができる。

高病原性新型インフルエンザ及び新型コロナウイルス等（新感染症を含む）の流行が発生した場合、本業務を一時中止することがある。

不当介入 **（不当要求
業務妨害）** 事案通報書

滋賀県 警察署長 様
大津市公営企業管理者 様 (報告者)

		※ 取扱警察	滋賀県 警察署 課
受 託 者	所在地	(本社)	電話 () — F A X () —
		(現場事務所)	電話 () — F A X () —
	名 称		
	代表者	(現場事務所の代表者)	
	通報者 等	(通報者の職・氏名) 電話 () —	
		(対応者) 所属会社名 電話 () —	
		氏 名	
役 職			
不当介入の 行為者	住 所	電話 () — F A X () —	
	所 属		
	役 職		
	氏 名		
発生日時・ 場所	令和 年 月 日 時 分頃		
	〔元請・下請〕 (下請の場合は、現場事務所の所在地)		電話 () — F A X () —
業務件名			
不当介入の 内容・被害 の状況			
警察への 通報の状況	(警察への通報) 有 ・ 無		
	(通報先警察署)	滋賀県	警察署 課
	(通 報 日 時) 令和 年 月 日 時 分頃		

注 1 第一報は、この様式に必要事項を記入したうえ、所轄警察署刑事課（刑事第二課）あて
電話で行った後、その旨を「警察への通報の状況」の欄に記入して発注者及び所轄警察署あて送
付（電子メール・FAX可）すること。
2 不当介入の行為者の名刺、提示物等の参考資料がある場合は、その写しを添付すること。
3 下請負先（再委託先）において発生した場合であっても、必ず受託者（元請負人）が聞
取り調査をして記入し、通報すること。
4 ※の欄は、警察署において記入すること。

調査対象場所一覧

番号	場所	施設名	種別	部位	建材	作業レベル	検体数	採取日数
①	連歌山加圧ポンプ場	ポンプ室	建屋外部	壁	外壁仕上塗材（吹付タイル）	レベル3	1	1
②	普請山加圧ポンプ場	ポンプ室	建屋外部	壁	外壁仕上塗材（吹付タイル）	レベル3	1	
③	虹ヶ丘加圧ポンプ場	ポンプ室	建屋外部	壁	外壁仕上塗材（吹付タイル）	レベル3	1	
		第一受水槽	建屋外部	壁	外壁仕上塗材（吹付タイル）	レベル3	1	
		第二受水槽	建屋外部	壁	外壁仕上塗材（吹付タイル）	レベル3	1	
④	和邇中第 1 加圧ポンプ場	ポンプ室	建屋内部	天井	パーライト吹付	レベル1又は3	1	1
			建屋外部	壁	外壁仕上塗材（吹付タイル）	レベル3	1	
⑤	和邇中第 2 加圧ポンプ場	ポンプ室	建屋内部	壁	モルタル塗り	レベル3	1	
				天井	パーライト吹付	レベル1又は3	1	
			建屋外部	壁	外壁仕上塗材（吹付タイル）	レベル3	1	
⑥	栗原加圧ポンプ場	ポンプ室	建屋外部	壁	外壁仕上塗材（吹付タイル）	レベル3	1	
		受水槽	建屋外部	壁	外壁仕上塗材（吹付タイル）	レベル3	1	
⑦	栗原高区加圧ポンプ場	ポンプ室	建屋外部	壁	外壁仕上塗材（吹付タイル）	レベル3	1	1
		受水槽	建屋外部	壁	外壁仕上塗材（吹付タイル）	レベル3	1	
⑧	上龍華加圧ポンプ場	ポンプ室	建屋外部	壁	外壁仕上塗材（吹付タイル）	レベル3	1	
⑨	仰木第 2 加圧ポンプ場	ポンプ室	建屋外部	壁	外壁仕上塗材（吹付タイル）	レベル3	1	
⑩	坂本第 1 加圧ポンプ場	ポンプ室	建屋内部	壁	有孔ケイカル板EP塗	レベル3	1	1
⑪	膳所浄水場	汚泥処理棟	建屋内部	壁	アクリルリシン吹付	レベル3	1	
				天井	木毛セメント板EP塗	レベル3	1	
				貯留槽	エポキシ樹脂塗布	レベル3	1	
		高架水槽	建屋外部	壁	外壁仕上塗材（エポキシタイル）	レベル3	1	
⑫	新瀬田浄水場	管理棟屋上	建屋外部	屋上スラブ	保護モルタル	レベル3	1	
		汚泥処理棟	建屋内部	壁	アクリルリシン吹付	レベル3	1	
				天井	木毛セメント板EP塗	レベル3	1	
			建屋外部	壁	外壁仕上塗材（エポキシタイル）	レベル3	1	
		取水井	建屋内部	天井	パーライト吹付	レベル1又は3	1	
			建屋外部	壁	外壁仕上塗材（吹付タイル）	レベル3	1	
合計	12箇所						28検体	4日